

クレーン運転の業務(つり上げ荷重5トン未満)に係る特別教育の実施について

つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転の業務に労働者をつかせるときは、「クレーン取扱い業務等特別教育規程」に基づく特別教育を行なうことが事業者者に義務づけられています。(労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条第15号イ、クレーン等安全規則第21条第1号)

記

1. 講習日程 2日間 (講習開始時刻の10分前までに入室して下さい)

- (1) 学科 1日目(9:30~19:30) 学科会場 船橋市勤労市民センター 船橋市本町4-19-6
- (2) 実技 2日目(A班 9:00~13:00 B班 14:00~18:00) 班分けは学科会場でお知らせします。
実技会場 ヒロセ(株)白井工場 白井市河原子339-1

2. 講習内容

学 科		実 技	
① クレーンに関する知識	3時間	① クレーンの運転	3時間
② クレーンの運転に必要な力学に関する知識	2時間		
③ 原動機及び電気に関する知識	3時間	② クレーンの運転のための合図	1時間
④ 関係法令	1時間		

この講習の修了者には、修了証を交付します。

3. 受講対象者 満18歳以上・・・労働基準法第62条 年少者の危険有害業務の就業制限により満18歳に満たない者は制限されています。

4. 申込方法

①電話にて 予約状況確認 TEL 047-434-2189	②受講申込書を 事務局にFAX FAX 047-433-4595	③振込(書留・ 事務局持参可)	④講習料金の入金確認後 事務局より受講票・会場 地図をFAX致しますので、 当日ご持参下さい。
-------------------------------------	--	--------------------	--

お手続きは、講習日の7日前までに完了願います。

5. 講習料金

会員 12,915円(消費税込) 非会員 15,115円(消費税込)
受講取消の場合一原則として、講習料金はお返し致しません。

6. 振込口座

銀行名：三井住友銀行 船橋支店 普通預金 1622377
口座名義：一般社団法人船橋労働基準協会

7. 持参していただくものなど：指定保護具を持参・着用しない場合は、実技は受講できません。

- ① 筆記用具および昼食をご持参下さい。
- ② 実技講習の際には上記のほか、作業服、ヘルメット、安全靴、手袋(作業用)、および脚絆をご用意下さい。

★なお、学科会場には駐車場がありませんので、そのことを受講者に周知して下さい。
実技会場には駐車場がありますので、会場の指示に従って下さい。

会員 非会員 (該当を○で囲んでください。)

受講申込書

クレーン運転の業務(つり上げ荷重5トン未満)に係る特別教育

受講日		※受講番号	
フリガナ			
氏名			
生年月日		昭和・平成 年 月 日生 (満才)	
住所			
勤務先	名称	TEL	
	所在地	FAX	
		所属担当者名	

”クレーン作業に関連する災害が多発しています”

